

2 給付・手当

◆ 高知市妊婦支援給付金

出産育児関連用品の購入や、子育てサービスの利用にかかる負担軽減のため、現金を給付する経済的支援を行っています。

【対象者】

- ・申請時、高知市に住民票がある
- ・(高知市に転入された方について) 転入前に他市で「子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付」を受けていない
- ・妊娠又は出産された本人
 - *妊娠について、医師による胎児心拍の確認ができた方
 - *流産・死産の場合を含む

【給付額】

1回目 5万円

*妊娠届提出の面談のときに申請の案内をしています。

2回目 5万円×妊娠したお子さんの人数

*妊娠8か月アンケートのときに申請の案内をしています。

母子保健課 ☎855-7795



◆ 児童手当

高知市に住民登録をしている、高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方に支給される手当です。

原則として申請をされた翌月分から支給対象となります。

公務員の場合は、勤務先から支給されます。

ただし、以下の児童については支給の対象となりません。

- ・日本国内に住所を有しない児童（留学中の者を除く）
- ・児童養護施設などに入所している児童や里親に委託されている児童（施設の設置者や里親に対して手当が支給されます）

手当月額（令和 8 年 7 月現在）

	3 歳未満	3 歳以上 高校生年代まで
第 1 子・第 2 子	15,000 円	10,000 円
第 3 子以降	30,000 円	30,000 円

▷「第 3 子以降」とは、大学生年代まで（22 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の養育している児童のうち、3 番目以降をいいます。

手当の支払について

対象月	支払日
2 月分から 3 月分の手当	4 月 15 日
4 月分から 5 月分の手当	6 月 15 日
6 月分から 7 月分の手当	8 月 15 日
8 月分から 9 月分の手当	10 月 15 日
10 月分から 11 月分の手当	12 月 15 日
12 月分から 1 月分の手当	2 月 15 日

＊指定した口座へ、口座振込により支払います。

＊15 日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447



◆ 児童扶養手当

次の①から⑧のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定以上の障害のある場合は20歳未満）の父または母もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚で出生した児童）

手当月額（令和8年7月現在）

支給区分	全額支給	一部支給	全部支給停止
児童1人	月額48,050円	月額48,040～11,340円	月額0円
児童2人以上	以下児童1人増すごとに 月額11,350円加算	以下児童1人増すごとに 月額11,340～5,680円加算	月額0円

▷申請者及び配偶者並びに生計同一の扶養義務者の前年の所得が制限額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当は全額又は一部が支給停止されます。

▷申請を受理した月の翌月分から支給対象となります。

▷上記支給額にかかわらず、児童扶養手当額より低額の公的年金等を受給している場合は、その差額分が支払われます。障害基礎年金等を受給されている方は、一部発生する見込みがありますので、一度、子育て給付課までご連絡ください。

▷毎年8月に更新の手続き（現況届）があります。

手当の支払について

- * 指定した口座へ、口座振込により支払をします。
- * 奇数月の11日に前月、前々月分を支払います。
- * 11日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障害のある 20 歳未満の児童を扶養している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

手当月額（令和 8 年 7 月現在）

児童 1 人につき	重度障害児（1 級）	月額 58,450 円
	中度障害児（2 級）	月額 38,930 円

◆ 障害児福祉手当

20 歳未満であって、身体または精神・知的に重度の障害（おおむね身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A 取得者の一部またはそれと同程度）のある方に支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 16,560 円です。（令和 8 年 7 月現在）

◆ 高知県重度心身障害児療育手当

障害児福祉手当を受給していない 18 歳未満の重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級相当）を監護する保護者に対して支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 7,300 円です。（令和 8 年 7 月現在）

障がい福祉課 ☎823-9053

◆ 就学援助制度

小・中学校等に経済的な理由によって就学困難な世帯に対して、学用品の購入費、入学に係る学用品やランドセルなどの購入費（新入学準備費）、修学旅行費、給食費などの援助をしています。

青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 高知県高校生等奨学給付金

高等学校等に入学されたお子さんのいる生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯等に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、申請に基づいて、奨学給付金を支給しています。

高知県教育委員会 高等学校課 ☎821-4851

◆ 高知県災害遺児修学支援事業

交通事故・災害・自死によって両親または父母のいずれかを失った、高校生の修学費負担軽減のために、修学金を支給します。

ただし、修学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が 910 万円以上の場合は対象になりません。

入学支度金	50,000 円
修学金	月額 10,000 円

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539